

国民健康保険 葬祭費支給申請をされる方へ

大阪市国民健康保険に加入されている方が亡くなられたときは葬祭費 5 万円を支給します。

下記の必要なものをご準備いただき、申請してください。

【申請ができる方】 亡くなられた方の葬祭を行った方

【必要なもの】

- 亡くなった方の被保険者証または資格確認書等（紛失時はその旨お申し出ください）
- 埋・火葬許可証または死亡診断書等
- 申請者が葬祭を行ったことが分かるもの（葬祭費用の領収書または請求書等）
- 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険資格確認書 等）
- 申請者の振込口座が分かるもの（通帳 等）

【ご注意】

- ・ 領収書で、申請者と亡くなられた方の姓名が記載されているか確認します。
（内容によっては追加で確認資料の提出をお願いする場合があります。）
- ・ 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内が申請受付期間となります。
- ・ 他の健康保険などから葬祭費に相当する給付（埋葬料等）を受けることができる場合、大阪市国民健康保険からは葬祭費の支給はしません。

＜お問い合わせ＞

東淀川区役所 窓口サービス課（保険年金・保険）

TEL：06-4809-9956

後期高齢者医療 葬祭費支給申請をされる方へ

後期高齢者医療に加入されている方が亡くなられたときは、葬祭費 5 万円を支給します。

下記の必要なものをご準備いただき、申請してください。

【申請ができる方】 亡くなられた方の葬祭を行った方

【必要なもの】

- 亡くなった方の被保険者証または資格確認書等（紛失時はその旨お申し出ください）
- 申請者が葬祭を行ったことが分かるもの（葬祭費用の領収書または請求書等）
- 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険資格確認書 等）
- 申請者の振込口座が分かるもの（通帳 等）

【ご注意】

- ・ 領収書で申請者と亡くなられた方の姓名が記載されているか確認します。
（内容によっては追加で確認資料の提出をお願いする場合があります。）
- ・ 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内が申請受付期間となります。

＜お問い合わせ＞

東淀川区役所 窓口サービス課（保険年金・保険）

TEL：06-4809-9956